

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十一年五月十五日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローズ総社店

所在地 総社市井手字延後四八〇ー二ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ハローズ

住所 広島県福山市南蔵王町六丁目二六一七

代表者の氏名 代表取締役 佐藤 利行

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐輪場の収容台数

(変更前)

八十二台

(駐輪場一 二十二台、駐輪場二 十六台、駐輪場三 三十二台、  
駐輪場四一 八台、駐輪場四二 四台)

(変更後)

八十二台

(駐輪場一 二十二台、駐輪場二 十六台、駐輪場三 三十二台、  
駐輪場四 十二台)

イ 荷さばき施設の面積

(変更前)

百八平方メートル

(荷さばき施設一 六十平方メートル、荷さばき施設二 二十四  
平方メートル、荷さばき施設三 二十四平方メートル)

(変更後)

百四十八平方メートル（荷さばき施設一 六十平方メートル、荷  
さばき施設二 二十四平方メートル、荷さばき施設三 二十四平  
方メートル、荷さばき施設四 四十平方メートル）

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
(変更前)

荷さばき施設一、二及び三 午前六時から午後十時まで  
(変更後)

荷さばき施設一、二及び三 午前六時から午後十時まで

荷さばき施設四 午後十時から午前六時まで

4 変更年月日

平成二十二年一月九日

二 届出年月日

平成二十一年五月八日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十一年五月十五日から平成二十一年九月十五日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び総社市産業部商工観光課